

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年9月23日～2021年9月29日)

令和3年(2021年)10月1日

H E A D L I N E S									
<p>政治</p> <p>マルチン・ヴィオンツェク人権擁護官のインタビュー ポーランド3県がいわゆる「反LGBT決議」を撤回 ポーランド・ベラルーシ国境地帯における移民に対する警告メッセージの発出 ドゥダ大統領と米商工会議所代表との会合 ラウ外相とヨルダン外相、イラク外相、オーストラリア外相との会談 米国との関係に関するドゥダ大統領の発言 エジプトへのワクチン供与の発表 特殊部隊向けヘリコプターの追加調達決定</p>									
<p>治安等</p> <p>ベラルーシからの不法移民に関連する動向 ワルシャワ市内で大規模とみられるデモ行進が開催予定</p>									
<p>経済</p> <p>2021年予算案の閣議決定 国家政策投資銀行(BGK)、新たな戦略(2021～2025年)を発表 8月の失業率 スタンダード・アンド・プアーズによる経済見通し ドバイ万博に関する動向 新中央空港サイトからの移住 KGHMと米国企業の小型原子炉に関する署名 トゥルフ炭鉱交渉 ポーランド財務省、グリーン債の発行を加速 鉄道輸送への関心拡大及びグリーン・レールウェイ計画</p>									
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 特例郵便等投票について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>									
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>									

お問い合わせ先: 大使館領事部 電話 22 696 5005 「x」 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
 お願い: 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。

政 治

内 政

マルチン・ヴィオンツェク人権擁護官のインタビュー【24日】

24日、ジェチポスポリタ紙は、マルチン・ヴィオンツェク人権擁護官のインタビュー記事を掲載した。同人権擁護官は、憲法はポーランドの最高法規であり、EU法に勝ると述べ、ポーランド憲法のEU法に対する優位性についてポーランド憲法法廷で現在審議されている訴訟を中断することに賛成していると付言した。同人権擁護官は、ポーランドの司法制度とポーランド憲法に関する欧州司法裁判所（ECJ）の判決や決定の間には矛盾がないと主張している。同人権擁護官によれば、最高裁判所規律部について、現在の形での規律部は廃止されるべきであり、裁判官の懲戒責任制度は、裁判官がその判断の内容について責任を負うリスクを排除するために修正されるべきであるとされている。

同人権擁護官は、トゥルフ炭鉱の採掘停止を巡ってECJの決定を履行すべきだと考えているが、今となっては、トゥルフ炭鉱は法的問題ではなく政治的な問題になっていると指摘した。

また、同人権擁護官は、性的指向を含むあらゆる形態の差別と戦うと繰り返し述べた。

ポーランド3県がいわゆる「反LGBT決議」を撤回【27日】

27日、マウオポルスキエ県、ルベルスキエ県及び

ポドカルパツキエ県の県議会は、いわゆる「反LGBT決議」を撤回した。3県を含む5つの県は、欧州委員会から、同決議は無差別原則に反するとして、EUによる地方自治体に対する資金援助を目的としたREACT-EUプログラムに関する協議を中断し、2021-2027年の欧州基金を差し止める可能性がある旨示唆されていた。なお、22日にはシフィエントクシスキエ県が同様の決議を既に撤回していた。

ポーランド・ベラルーシ国境地帯における移民に対する警告メッセージの発出【29日】

29日、カミンスキ内務・行政大臣は、ポーランド当局は、ポーランド・ベラルーシ国境地帯の移民に越境を思いとどまらせるため、国境沿い地域一帯に存在する外国の携帯電話番号に宛てて「帰れ」と警告するテキストメッセージを一齐送信したと発表した。英語版のメッセージには、「ポーランド国境は封鎖されている。ベラルーシ当局は、あなたにうそを教えた。ミンスクに帰れ！」と書かれていた。内務・行政省は、28日だけで約3万1千件のメッセージを送ったことを明らかにした。メッセージに添えられたリンク先のウェブサイトには、不法入国すれば「投獄される恐れがある」との警告文が、英語、フランス語、アラビア語、ロシア語、ポーランド語で記載されている。

外交・安全保障

ドゥダ大統領と米商工会議所代表との会合【23日】

23日、国連総会出席のためニューヨークを訪問したドゥダ大統領は、米商工会議所の招待により、米国企業の代表者との意見交換を行った。同会合では、ポーランドと米国の貿易関係及び投資協力について議論された。同大統領は、ポーランドは今日、欧州で最も経済状況の良い国の一つであると指摘し、パンデミックにもかかわらず、ポーランドの予想経済成長率は高いと強調した。また、ポーランドと米国の貿易関係は、パンデミックの影響でやや減速したものの、成長のダイナミクスを取り戻しつつあることも指摘した。さらに、同大統領は、米国による三海域イニシアティブ（3SI）への支援に対して満足の意を表明した。同大統領は、両国の協力関係の深化は、相互利益の源泉となり、大西洋の両側で新たな雇用の創出に貢献すると考えたと述べた。

ラウ外相とヨルダン外相、イラク外相、オーストラリア外相との会談【23日】

23日、ニューヨークを訪問中のラウ外相は、サファ

ディ・ヨルダン外相、フセイン・イラク外相及びペイン・オーストラリア外相とそれぞれ会談を行った。

サファディ外相との会談において、両外相は、二国間関係の現状に満足していることを表明し、本年9月20日から22日にかけてヨルダンの首都アンマンで行われた副外相級のポーランド・ヨルダン政治協議を肯定的に評価した。また、ラウ外相は、シリア難民の受け入れ国であるヨルダンとの協力関係についてポーランドの姿勢を強調した。両外相は、地域の安定化のために国際社会の積極的な関与が必要であることで合意した。

フセイン外相との会談の主な議題は、二国間の問題と地域の安全保障であった。両外相は、相互関係を発展させる必要性について合意した。また、同会談では、移民問題にも焦点が当てられた。ラウ外相は、軍事分野での協力を継続する意向と、イラクの主権を支持することを確約した。同外相は、地域の安定化に向けたイラクの努力や、サウジアラビアとイランの間の仲介に対して感謝の意を述べた。

ペイン外相との会談において、ペイン外相は、両国の長年のパートナーシップ関係を強調し、ポーランドによるワクチン供与に対して謝意を述べた。両外相は、インド太平洋情勢に関して意見交換を行った。

米国との関係に関するドゥダ大統領の発言【24日】

24日、ドゥダ大統領は、Telewizja Polskaのインタビューにおいて、バイデン米大統領政権下の米国とポーランドの関係について問われた際、我々が世界をどのように認識しているかについては、深いイデオロギーの違いがあると述べた。その一方で、同大統領は、安全保障の問題といった基本的な問題に関しては、米国の政策が変わらないことは疑いの余地がないと述べ、こうした問題については、安定しており、変化はないと強調した。また、同大統領は、自らを保守的な政治家と考えていることを強調した上で、世界に対する認識が異なるため、この点で米政権と共通の言語を見つけるのは難しいと述べた。さらに、同大統領は、在米ポーランド人はポーランドに対する誤ったイメージを作り出していると指摘した。

エジプトへのワクチン供与の発表【29日】

29日、外務省は、アストラゼネカ社製の新型コロナワクチン10万回分以上をエジプトに供与すると発表した。外務省は、エジプトへのワクチン供与は、アラブ世界における重要なパートナーであるエジプトとのポーランドの緊密な協力関係を示すものであると同時に、パンデミックに対する連帯を表明するものであると強調した。また、同省は、ポーランドは国民全員分の十分なワクチンを確保しており、必要としている外国のパートナーと備蓄分を共有できると付言した。

特殊部隊向けヘリコプターの追加調達決定【29日】

29日、ブワシュチャク国防大臣は、国防産業展示会「Defense24 Day」のオープニングスピーチにおいて特殊部隊用の中型輸送ヘリコプターS-70iブラックホーク4機の追加調達が決定されたことを明らかにした。特殊部隊用のヘリコプターの調達に関する最初の契約は2019年に締結されており、その機体の詳細は公開されていないが機関銃などを搭載できるように改造されているとみられる。空軍の第7特殊作戦飛行隊が特殊部隊を支援する任務を有しており、現在は旧式のMi-17ヘリコプターを運用している。

治 安 等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【25、27、28日】

25日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、ツイッターで、最近の欧州に流入する大規模な移民の波が、テロ組織や組織犯罪と関連する人物の欧州への浸透を促進しているとして、こうしたリスクは、ベラルーシとロシアによる圧力によってもたらされていると指摘した。

27日、カミンスキ内務・行政大臣は、記者会見において、8月以降に9,400件を越える不法越境がポーランドとベラルーシとの国境において試みられていると述べた。また、10月1日に期限を迎える緊急事態宣言を更に60日延長することを提案していることを明らかにした。同記者会見においては、現在拘束されている移民らの携帯端末に保存されていた画像などが公開され、テロ組織の会議の様子を写した画像やロシアとの繋がりを示す根拠などが紹介された。

28日、国境警備隊報道官は、不法にポーランドに

入国する移民が、ベラルーシ側の国境だけでなく、EU内部国境であるリトアニアやチェコ、スロバキア側からもポーランドに入ってきていると述べた。

ワルシャワ市内で大規模とみられるデモ行進が開催予定【10月2、4日】

10月2日、ワルシャワ市内において、ポーランド政府の新型コロナウイルス感染症対策に反対する、「自由と尊厳の行進-衛生的隔離を止めよ」と題するデモ行進の開催が予定されている。主催者発表によると、行進コースは、ザムコヴィ広場(旧王宮前)を正午頃にスタートし、新世界通り(ノヴィ・シフィアト)を通り、下院に向かうとのことである。

また、世界動物の日である4日には、動物保護法の改正に反対する抗議デモの開催が予定されている。主催者発表によると、行進コースは、チシェフ・クシジ(三十字架)広場を午後5時頃にスタートし、農業・農村開発省前と通過した後、下院に向かうとのことである。

経 済

経済政策

2021年予算案の閣議決定【28日】

28日、閣僚評議会は2022年予算案を閣議決定した。歳入4,814億ズロチ、歳出5,124億ズロチで、309億ズロチの財政赤字を見込んでおり、8月末に採択された予算案から微修正された(歳入4,7

56億ズロチ、歳出5,056億ズロチで、300億ズロチの財政赤字を見込んでいた)。前提となる経済見通しは、GDP成長率4.6%、物価上昇率3.3%と予測している。また、2022年の公的債務残高の対GDP比は56.6%、財政赤字の対GDP比は2.8%

国家政策投資銀行(BGK)、新たな戦略(2021~2025年)を発表【29日】

29日、ムジチュカ国家政策投資銀行(BGK)総裁は同行の新たな戦略(2021~2025年)を発表し、

銀行部門、民間部門、公共部門とも協力し、持続可能な社会・経済開発に焦点を当てると述べた。新たな戦略では、ESG基準を考慮し、低排出エネルギー投資を支援するとともに、革新的な石炭技術等も含め、産業、電力、医療等で活用される近代技術開発を支援するという。

マクロ経済動向・統計

8月の失業率【23日】

中央統計局(GUS)によれば、8月の失業率は5.8%(対前月比同)で、8月末の登録済み失業者数は96万800人となった(7月末時点では97万4,900人)。

スタンダード・アンド・プアーズによる経済見通し【28日】

米格付け会社スタンダード・アンド・プアーズは、

ポーランドの2021年のGDP成長率について、前回発表の4.5%から5.1%に予測を引き上げた。一方で、2022年については前回発表の5.4%から5.3%に予測を引き下げた。同社は、強い労働市場に下支えされた個人消費と緩和的な財政政策が引き続き経済成長を牽引すると見ている。また、投資についても、当面は欧州復興基金及び「Polish Deal」の実施を中心に伸びていくとしている。

ポーランド産業動向

ドバイ万博に関する動向【28日】

カルパチで開催された経済フォーラムにおいて、ピエホヴィアク開発・技術副大臣兼海外投資担当政府全権委員は当地記者に対し、ドバイ万博にポーランドが参加する目的はEU市場の外におけるポーランドのビジネスの促進と発展であると語った。ポーランドは2021年12月に400以上のポーランド企業が参加するポーランド・アラブ経済フォーラム、2022年2月に100ほどのポーランド企業が参加するポーランド・アフリカ経済フォーラムをそれぞれ共催する予定である。同万博では約2,500のポーランド企業が参加し、約1,000のイベントがパビリオンで開催される。同副大臣は、ポーランドはブランド地位の強化に向けて取り組むべきと主張した。

一方、ポーランド航空は当該万博の関係でドバイ便を既に週3便運行しているが、万博が閉幕する2022年3月頃までのみ利用できることとしている。

新中央空港サイトからの移住【29日】

29日にインフラ省において、STH社とKZN(国家不動産管理公社)は新中央空港建設予定地の住民に対する代替物件の準備に関する合意に署名した。新中央空港はバラヌフ、テレシン、ヴィスキトゥキの各自治体にわたる74平方キロメートルの面積をカバーすることとなるが、計画に参加する世帯数、新たな居住地、資金調達規則はまだ発表されていない。STHは自主的に計画に参加する人々に向け、雇用が保障された職業訓練といった追加の便益を提案している。

エネルギー・環境

KGHMと米国企業の小型原子炉に関する署名【23日】

23日、KGHM(ポーランド国営精銅採掘会社)と米国のNuScale Power LCC社は、小型モジュール炉(SMR)開発に関する契約を締結した。契約期間は3年間で、当該SMRは、KGHM社にある石炭火力タービンのリプレイス、あるいは同社エネルギー源の分散に利用される。KGHMは1基当たり77MWの電力を生産するSMRを12基まで導入する予定である。このプロジェクトは2030年までに続き、最初の原子炉は2029年までに運転を開始することとしている。サンシ国有財産大臣は当該署名を歓迎し、「これは政府の戦略的目標に沿っており、国内電力分野をより安定したクリアなエネルギー源に移行する次の段階となるものである。この共同調達は、ポー

ランドのSMR分野に最先端技術をもたらし、ポーランドの経済発展に勢いをつけるものである」と述べた。

6月にはポーランド大手化学企業Synthos社が大手石油ガス企業PKN Orlenとの間でSMRの技術開発に関する契約に署名しており、その2か月後、Synthos社はエネルギーグループZEPAKとの間で閉鎖する褐炭鉱山サイトに4~6基のSMRを建設する契約に締結している。

トウルフ炭鉱交渉【27~29日】

27日、チェコのブラベク環境大臣、並びにポーランドのクルティカ気候・環境大臣及びヤブウォンスキ外務次官はトウルフ炭鉱問題に関する14回目の交渉に臨んだが、今次ハイレベルの会談においても妥結には至らなかった。クルティカ大臣はメディアへの説明に

において、ポーランド政府はチェコとの対立に友好的な解決を提案したいとコメントした。また、同大臣は、月曜(4日)にトゥルフ炭鉱の将来について両国の代表者による別の会談が行われると述べた。

ポーランド財務省、グリーン債の発行を加速【29日】

ポーランドは2016年に世界初のグリーンボンドを起債し、大きな関心を惹きつけており、これまで4回発行している。シュファルツ資本市場開発担当政府全権委員は、この成功事例を地方債や社債にも繋げていきたいとし、ポーランドにおける当該市場の開発に向けた方策について分析を進めていると述べた。分析結果は2021年末までに発表される予定という。さらに同氏は、持続可能な金融に関する議論の中で、銀行セクターや投資ファンドが経済の脱炭素化に責任を負っているという見解に直面することが多くなっているが、気候変動目標を達成するための責任を金融機関に転嫁するのではなく、政府はこうした目標を達成するための政治的・規制的な枠組みを作ることが必要だと述べた。

鉄道輸送への関心拡大及びグリーン・レールウェイ計画【29日】

当地コンサルが実施した調査によると、大企業の約80%が鉄道によるゼロエミッション輸送は、輸送業者としての魅力を高めると回答している。これまで輸送サービスは、コスト、時間厳守、安全性などが重視されてきた。他方、ポーランドの企業の47%が、国内およびEUの規制により、環境保護に関する活動を報告する義務を負っているため、近年、環境対策の重要性が高まっている。鉄道部門の変革を促進するプログラムとして、鉄道エネルギー効率化センター(CEEK)が提供する“Green Railway”がある。この計画では、2025年にポーランドの全列車の半分、2030年には85%、最終的には95%の車両が再生可能エネルギーを燃料とすることを想定している。このプログラムは、10年以内に60億~100億ズロチの投資を促すことが期待されている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われれないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機

関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場で

マスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナウイルスの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を發出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005（受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00）

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

特例郵便等投票について

今次第204回通常国会において、「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」が成立し、6月18日に公布（同法律施行令及び同法律施行規則も同日公布）されました。これにより、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしており、かつ、一定の要件に該当する方は、令和3年6月23日以後、その期日を公示又は告示される選挙から「特例郵便等投票」が可能になりました。在外選挙人名簿に登録され

ている方につきましても、帰国中に新型コロナウイルス感染症により宿泊・自宅療養等を行い、かつ、一定の要件に該当する場合は、「特例郵便等投票」の対象になります(ただし、衆議院議員又は参議院議員の選挙における投票に限ります)。詳細につきましては、下記リンク先をご参照ください

外務省HP: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ov/page23_003459.html

総務省HP: https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/tokurei_yuubin.html

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

7月5日(月)から、広報文化センターへの入館を再開しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」【8月13日(金)～12月5日(日)】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」が開催されます。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1

詳細: <https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)